

# 農業振興地域整備基本方針

昭和45年	4月	策定
昭和51年	3月	変更
昭和60年	11月	変更
平成17年	2月	変更
平成22年	12月	変更
平成30年	3月	変更

東京都

# 目 次

<b>第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項（農業振興地域の整備に関する法律第4条第2項第1号）</b> .....	1
1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	
（1）確保すべき農用地等の面積の目標の設定方法	
（2）平成32年において確保すべき農用地等の面積の目標	
2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進	
（1）農地の保全・有効利用	
（2）農業生産基盤の整備	
（3）非農業的土地需要への対応	
（4）公用公共用施設の整備との調整	
（5）交換分合制度の活用	
（6）推進体制の確立等	
3 農業上の土地利用の基本的方向	
（1）東京西部農業地帯	
（2）伊豆諸島農業地帯	
<b>第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項（法第4条第2項第2号）</b> .....	4
1 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	
<b>第3 基本的事項（法第4条第2項第3号）</b> .....	5
1 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項（法第4条第2項第3号イ）	
（1）農業地帯別の農業生産基盤の整備及び開発の方向	
2 農用地等の保全に関する事項（法第4条第2項第3号ロ）	
（1）農用地等の保全の方向	
（2）農用地等の保全のための事業	
（3）農用地等の保全のための活動	
3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項（法第4条第2項第3号ハ）	
（1）農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	
（2）農業地帯別の構想	
（3）農用地の集積・集約化の推進	
4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ニ）	
（1）農業近代化施設の整備の方向	
5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ホ）	
（1）農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	

- (2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備
- (3) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

6 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項（法第4条第2項第3号へ）

- (1) 農業従事者の安定的な就業の促進の目標
- (2) 農業地域における就業機会の確保のための構想

7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ト）

- (1) 生活環境施設の整備の必要性
- (2) 生活環境施設の整備の構想

## 第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項（農業振興地域の整備に関する法律第4条第2項第1号）

### 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

農地は、農業の生産基盤であり、食料の安定供給という役割だけではなく、美しい景観形成や防災機能など農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能を発揮し、暮らしや快適な環境形成に多くの役割を果たしている。

このため、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づき農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効活用を図ることが重要である。

都及び市町村は、国の農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、農業振興施策を集中的に実施し、農用地区域については、農用地等を可能な限り保全・確保するとともに、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る。

#### (1) 確保すべき農用地等の面積の目標の設定方法

##### ア 確保すべき農用地等の面積の目標年及び目標設定の基準年

確保すべき農用地等の面積の目標年は平成37年とし、目標設定の基準年は平成26年とする。

##### イ 確保すべき農用地等の面積の算定の考え方

平成37年において確保すべき農用地等の面積は、最近年のすう勢が平成27年から平成37年までも同様に継続し、農用地区域からの農用地の除外や荒廃農地の発生により農用地等の面積が減少した場合の同年時点の農用地等の面積（下記①）に、同年までの施策効果等（下記②）を加味して設定するものとする。

① 平成37年の農用地区域内の農地面積のすう勢（1,817ha）

② 荒廃農地の再生（34ha）

#### (2) 平成37年において確保すべき農用地等の面積の目標

1,851ha（平成26年1,823haと比べ28ha増）

### 2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

#### (1) 農地の保全・有効利用

農地の保全に向けて、農業者・地域住民・行政間の共通認識を醸成するため、農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能について都民の理解を深め、農地の保全を図る。

また、担い手の高齢化が進んでいる山村や島しょ地域を中心に荒廃農地が増加する傾向があるため、農地中間管理機構等による認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化を進める。

(2) 農業生産基盤の整備

農業用水の安定的な供給、農産物の運搬や農作業の効率化など農業生産性を向上させ、高付加価値型農業等を展開していくため、地域の特性に応じて、農業用水施設や農道などの農業生産基盤の整備を図る。

現状が農用区域以外の土地であっても、当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用区域に編入していく。

(3) 非農業的土地需要への対応

農用区域の農地については、将来にわたり確保すべき農地であることから、原則的には農用区域からの除外は行わない。やむを得ず、農業以外への目的に利用するために除外する場合は、農業上の利用に支障が生じることなく、法第 13 条第 2 項の規定に基づく要件をすべて満たすとともに、都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的土地利用に努める。

なお、この場合、市町村が定める農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）の変更については、原則として、市町村がおおむね 5 年ごとに行う法第 12 条の 2 における基礎調査の結果に基づくなど、計画的に行うものとする。

(4) 公用公共用施設の整備との調整

国、東京都及び市町村が農用区域内にある土地を公用公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用区域内における土地の農業上の利用の確保という法第 16 条に規定される国及び地方公共団体の責務にかんがみ、法第 13 条第 2 項に規定する農用区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

(5) 交換分合制度の活用

法第 13 条の 2 の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意し、農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。農用区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を活用するものとする。

(6) 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針の策定・変更、市町村整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興、地球温暖化対策に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、関係農業団体、その他関係団体等から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

### 3 農業上の土地利用の基本的方向

都は、首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）に基づく首都圏整備計画の既成市街地、近郊整備地帯及びその他の地域に区分されるが、各地域の機能あるいは自然的条件に即して整備開発が進められている。

このような中で、東京農業は、急激な都市化に伴う生産環境の悪化などの問題に直面しながらも、大消費地を抱えたメリットを最大限に活かし、消費者ニーズに応えた都民に新鮮で安全な農畜産物を提供し、持続可能な都市社会を形成していく必要がある。農業地帯ごとの土地利用の基本的方向は、次のとおりである。

#### (1) 東京西部農業地帯

この地帯は、秋川流域のあきる野、日の出、八王子、多摩川流域の青梅、瑞穂の 5 市町から構成されている。各市町では、首都圏整備計画に基づいて、宅地開発、公共施設の整備等が推進され、都市的土地利用については都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の適用を受けて、市街化区域及び市街化調整区域に区分されている。農業振興地域は、これとの調和を保ちながら、都民に対して新鮮で安全な野菜、牛乳、食肉、鶏卵等の供給基地として、農用地の高度利用を図る観点から、市街化調整区域について指定し、農業上の土地利用の確保を図ることとする。

#### (2) 伊豆諸島農業地帯

この地帯は、黒潮の影響を受けた温暖多雨の海洋性気候のため、本土とは異なる種々の特性を有しているが、土地の大部分が広葉樹林の山地であるため、耕地として利用できる割合は少なく、また、土壌は、火山灰土を主とするため、土地の生産性は極めて低い。しかしながら、自然的景観には恵まれ、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく富士箱根伊豆国立公園として指定されている。

農業は、自然的条件に即した花き、観葉植物、野菜園芸が盛んであるが、今後も離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく東京都離島振興計画等に基づき、生産基盤の整備開発を行い、積極的に農用地を確保するものとし、農業振興地域は、観光開発との調和を保ちつつ、農用地について指定し、農業上の土地利用の確保を図ることとする。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項（法第4条第2項第2号）

1 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

今後相当期間（おおむね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域として、下表に示す指定予定地域につき、農業振興地域として指定するものとする。

（指定予定地域）

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模(注)
西部農業地帯	青梅地域 (青梅市)	都市計画法の市街化区域及び市街化調整区域の用途地域等を除いた区域	総面積 807ha (農用地面積 168ha)
	あきる野地域 (あきる野市)	都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 1,116ha (農用地面積 310ha)
	瑞穂地域 (瑞穂町)	都市計画法の市街化区域及び市街化調整区域の用途地域等を除いた地域	総面積 301ha (農用地面積 201ha)
	日の出地域 (日の出町)	都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 592ha (農用地面積 83ha)
	八王子地域 (八王子市)	都市計画法の市街化区域及び市街化調整区域の用途地域等を除いた地域	総面積 4,045ha (農用地面積 251ha)
	西部計		総面積 6,861ha (農用地面積 1,013ha)
伊豆諸島農業地帯	大島地域 (大島町)	都市計画法の用途地域及び自然公園法の富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区等を除いた区域	総面積 1,628ha (農用地面積 404ha)
	新島地域 (新島村)	自然公園法の富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区等を除いた区域	総面積 452ha (農用地面積 225ha)
	神津島地域 (神津島村)	自然公園法の富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区等を除いた区域	総面積 580ha (農用地面積 190ha)
	三宅地域 (三宅村)	自然公園法の富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区等を除いた区域	総面積 1,537ha (農用地面積 543ha)
	八丈地域 (八丈町)	自然公園法の富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区等を除いた区域	総面積 2,857ha (農用地面積 568ha)
	伊豆諸島計		総面積 7,054ha (農用地面積 1,930ha)
東京都計		総面積 13,915ha (農用地面積 2,943ha)	

(注) 面積は、平成27年12月31日現在の確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査に基づく。

(農用地面積は、農業振興地域内の田・畑・樹園地・採草放牧地の合計面積。)

### 第3 基本的事項（法第4条第2項第3号）

#### 1 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項（法第4条第2項第3号イ）

東京都における農業生産基盤の整備及び開発は、第1の3に示した農業上の土地利用の基本的方向に即するとともに、自然環境の保全、農業就業人口の減少への対応、集約的農業を展開する上で必要な土地利用の高度化、水利用の合理化、農業経営の規模拡大を図るなど地域農業の整備に配慮する必要がある。

このため、農村環境の整備に配慮しつつ、土地及び営農条件に応じた農業機械の導入による生産性の向上のため、ほ場整備、農道、農業用排水施設の整備、農用地の集団化、農用地の造成などの土地改良事業を拡充し、集約的な作目の導入など、農用地の有効かつ適切な利用を進めるための基盤整備を積極的に行う必要がある。

また併せて、農業用水の水質保全を図るため、農業集落排水施設の整備を図るものとする。

#### (1) 農業地帯別の農業生産基盤の整備及び開発の方向

##### ア 東京西部農業地帯

###### 「田」の整備

基本的には、農道及びほ場区画を主体に整備を進めるが、この地帯は、沖積土が大部分を占めているので、飼料作物、野菜、花き等の導入に備え、農業用排水施設の整備等を図る。

###### 「畑」の整備

基本的には、農道及びほ場区画を主体に整備を進めるとともに、用水不足地帯であることから、野菜などの集約的作目の導入に備え、畑地かんがい施設の整備等を進める。

###### 「樹園地」の整備

田、畑の整備と同様、基本的には農道及びほ場区画を主体に整備を進めるものとし、それぞれの作目ごとに集団化を進める。

また、樹園地としての利用を促進しようとする地域は、全般的に用水不足地帯であることから、必要用水量の確保を目途にかんがい施設の整備等を進める。

##### イ 伊豆諸島農業地帯

###### 「畑」の整備

基本的には、農道及びほ場区画を主体に整備を進めるとともに、用水不足地帯であることから、花き、観葉植物、野菜などの集約的作目の導入に備え、畑地かんがい施設の整備等を進める。



## 2 農用地等の保全に関する事項（法第4条第2項第3号ロ）

### (1) 農用地等の保全の方向

農用地等は、食料の安定供給という役割はもちろんのこと、生産活動を通じて、洪水の防止、土砂流出の防止、水源のかん養、景観の維持及び都市住民への健康的な余暇活動の提供等多面的な機能の発揮に寄与しており、これらの機能が良好に発揮されるよう、適切に保全していくことが重要である。

従来は、集落が農用地等の保全管理機能を担っていたが、都市化の進行や農家数の減少等によりその機能が低下してきている。そこで、次の事業を推進することにより、集落が担っていたこのような機能を補完することで、農用地等の保全を図っていくものとする。

### (2) 農用地等の保全のための事業

農地防災事業（「農業用河川工作物応急対策事業」及び「ため池等整備事業」等）を実施し、農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止することにより、農業生産の維持と農業経営の安定を図り、併せて地域の土地及び自然環境等を保全する。

また、ほ場整備の実施や農地中間管理機構等による担い手への農地の集積・集約化の促進等により、担い手の農業生産活動を維持・拡大し、荒廃農地の発生抑制、地域の実情に応じた荒廃農地の再生を行い、土地の生産性の向上・農用地の効率的利用を図り、農用地等を保全する。

### (3) 農用地等の保全のための活動

農用地等の保全には、農業を現実に担う経営体の育成が不可欠である。そこで、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者を市町村長が認定し、支援する農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく「認定農業者制度」を積極的に推進し、優れた経営体の育成に努めるとともに、これらの経営体への農地の集積・集約化を促進する。

## 3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項（法第4条第2項第3号ハ）

### (1) 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

近年における都内の農地の権利移動の状況を見ると、必ずしも経営規模の拡大あるいは農地の集約化の方向に沿って移動しているとは言い難い。このような状況の中で、土地資源の有効利用を基本として、農地中間管理機構等による担い手への農地の集積・集約化を図ることにより、生産性の高い農業経営の基盤を確立しうるような農業経営規模の拡大及び農地の集約化を促進し、現実に権利移動している農地等を放置することなく、積極的にこのような農家の経営規模拡大等に方向づけることが必要であり、これを通じて農業振興地域内の農地等の権利移動及び農地の集積・集約化に新しい秩序が摩擦なく形成されるよう努めるものとする。

## (2) 農業地帯別の構想

東京都の農業の将来を担うべき、認定農業者や企業的経営体等の担い手の経営は、農業所得をもって他産業従事者と均衡する生活水準を期待しうるとともに、将来における技術の進歩、労働手段の高度化等経営集約化のための資本蓄積が可能であり、さらに、進んだ形態に発展する可能性を内包するものでなければならない。

このような視点に立って各地帯の方向を示すと、各地帯とも農用地の農業上の効率的な利用と経営規模の拡大を促進するために、農業経営基盤強化促進事業を極力導入することとし、地帯別には、おおむね次のとおりである。

### ア 東京西部農業地帯

(ア) 本地帯は、都内においても近年都市化の傾向が著しく、地価及び労賃の水準が高いため、農地の流動性は低い状態にある。したがって、今後、発展が予想される営農形態は、本地帯の有利な自然条件、市場条件等を考えると、高度に集約的な施設園芸や畜産経営が主流を占めるものと考えられる。

地域の農業を担う主な経営体モデルとして、直売と市場出荷を組み合わせた野菜経営（経営耕地 80a、作付面積 120a）などがあげられる。

(イ) 農地の有償移動量の増加、農用地造成をあまり期待できない本地帯においては、今後とも一層進展する兼業化の傾向にかんがみ、耕作放棄あるいは粗放利用の状態にある耕地を自立経営に結びつけることが重要な課題である。

このため、長期展望において集团的生産組織の育成助長を積極的に推し進め、この発展過程において、円滑に中核農家の経営規模の拡大が図られるよう配慮するものとする。また、資本装備の拡充整備を図るとともに、商品生産の高度化に対応し、高度の資本装備と技術の専門分担等の取組を進め、農業経営力の強化を図るものとする。

### イ 伊豆諸島農業地帯

(ア) 本地帯における今後発展が予想される経営形態は、温暖な自然条件を考えると、切葉、切花、観葉植物、アシタバ等を組み合わせた型が主流を占めるものと考えられる。

地域の農業を担う主な経営体モデルとして、フェニックス・ロベレニー（切葉）の市場出荷経営（経営耕地及び作付面積 140a）、加工用を主としたアシタバの経営（経営耕地及び作付面積 200a）などがあげられる。

(イ) 本地帯については、農用地の有効かつ適切な利用を図るとともに、農地の集積・集約化に新しい秩序が摩擦なく形成されるよう、これを的確かつ計画的に経営規模拡大に方向づけていかななければならない。

このため、長期展望において集团的生産組織の育成助長を積極的に推し進め、中核農家の経営規模の拡大が図られるよう配慮するものとするが、特に商品生産の高度化に対応し、高度の資本装備と技術の専門分担等の取組を進め、農業経営力の強化を図るものとする。

### (3) 農用地の集積・集約化の推進

目標営農類型農家の育成及び生産の組織化を図るためには、計画的な農地の集積・集約化を推進する必要がある。

農地の集積・集約化については、水利、ほ場条件の改善、農作業の機械化、作付方式の高度化あるいは、各種の農業生産基盤整備事業等と関連させて農業経営基盤強化促進法による農地利用集積円滑化事業及び利用権設定等促進事業や農地中間管理事業等を積極的に推進するものとする。

## 4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ニ）

都内の農業生産を担う農業労働力は、都市化、工業化等産業構造の変化に伴い減少の一途をたどり、この傾向は単に北多摩、南多摩などの既成市街地の周辺地域にとどまらず、西多摩の農村地域にも及びつつあり、産業間、地域間の所得格差等とも関連して、今後とも一層深刻化することが予想される。

このような情勢に対処して、都市農業として経営の安定を図るためには、需要の増大が見込まれる園芸部門の振興を積極的に推進する必要がある。

このためには、農用地の計画的な利用及び農業生産基盤の整備と相まって、農業生産の専門化、共同化等近代的農業生産体系を前提とした農業近代化施設等の整備を図る一方、商品生産農業の地域的分化に対応した流通体制の確立、流通施設の計画的配置及びその整備を推進する必要がある。

### (1) 農業近代化施設の整備の方向

#### ア 東京西部農業地帯

本地帯では、畑作中心の施設野菜、露地野菜、施設花き及び畜産による経営を主とし、一部には果樹（ウメ、クリ、ブルーベリー）経営が進みつつある。また、山間、山沿地帯では複合経営が一般化している。これら重点作目に対する農業近代化施設整備の方針は、次のとおりである。

野菜：トマト、キュウリ、葉茎菜などの作付体系を基幹とする野菜については、育苗施設、栽培施設、かん水施設、換気、防除など省力化施設の整備を図る。ブロッコリー、キャベツ、軟化栽培作物（ウド）などの露地野菜については、集団栽培による産地化を目途に共同育苗施設、かん水施設等の整備を図る。

花き：鉢花、切花を主体とする施設栽培を重点とし、逐次専門経営の育成を図るものとする。このためには、優良種苗の供給と栽培（育成）に関する施設を分離し、優良種苗の供給については、温室、ビニールハウス等の栽培施設を整備するものとする。枝物、露地草花及び庭園樹については、優良種苗の共同生産施設を整備し、これを中心に集団化を図り産地形成を推進する。

さらに運搬施設、掘り取りの機械化、共同利用施設を整備する。

畜産：畜産は、酪農、養豚、養鶏を中心とした産地形成を促進する。酪農にあつては、不耕作地等の活用による自給飼料生産のための大型機械、養豚に

あつては、子豚供給施設等の整備を図る。

イ 伊豆諸島農業地帯

本地帯では、アシタバ、切花、切葉、観葉植物、果樹、畜産を重点作物として協業化、共同化による経営の確立と産地形成を推進する。これらに対する農業近代化施設整備の方針は、次のとおりである。

アシタバ：伊豆諸島の特産野菜として産地化を図るため、生産ほ場の整備に努め、採種ほ、かん水施設等を整備する。

切葉、切花：技術の確立と普及に努め、地域の条件に即した花き園芸の振興が必要である。今後、産地として育成していくためには、優良樹苗の増殖施設の整備と併せて、ビニールハウス等の栽培施設の整備を進めて生産の組織化を推進する。

観葉植物等：規模拡大のための農用地造成とあわせ、かん水施設、増殖施設等の施設整備を行う。

果樹：近年作付けが増えているパッションフルーツについて、園地における防風、土壌改良、棚作りを積極的に推進し、生産計画に基づく販路拡大を図る。

畜産：草資源の高度利用による乳用牛、肉用牛の育成を推進する。このためには、草地管理及び草利用のための省力化機械の導入と施設の改善を図るとともに、育成用肉専用種素牛の導入を図る。

5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ホ）

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

東京農業を魅力ある産業として発展させるためには、企業的な経営感覚を備えた担い手や地域農業を支える多様な担い手とともに、将来の農業を担う新規就農者の育成・確保が必要である。

このため、意欲ある農業者の経営力の強化をはじめ、農業後継者や農外からの参入を含む新規就農者への支援、女性が働きやすい環境整備への支援等を推進し、必要な施設の整備を図る。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

東京都では、農業者の農業技術及び農家経営等の改善を図るため普及指導を実施し、環境と調和した持続可能な農業経営の実現を目的として農業改良普及センターを設置している。

また、多様な担い手確保の観点から、地域に即した農業技術等に関する研修センターの設置運営等に対して支援を行う。

(3) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

ア 青年農業者等の活動支援

農業後継者セミナーなどを開催し、若い担い手を中心に技術や経営の技術支援を行い、農業後継者の養成を図る。

また、指導農業士による栽培技術から農業経営に至る総合的な研修を実施し、将来の東京農業を担う農業者を育成する。

イ 就農準備等に必要な資金手当

新規就農者の経営開始時に必要な施設、機械等の取得に要する資金等を円滑に調達することができるよう、農業制度資金等による支援を行う。

ウ 就農者や経営向上のため必要な各種の情報提供体制

就農意欲のある青年等からの営農や農地・住宅等の情報、資金の確保、研修の実施等、就農に関する種々の相談に対し、関係機関・団体が連携をとり、的確に対応できるよう一貫した情報提供体制を整備する。

エ 女性農業者の参画の促進

新規学卒や他産業から新たに農業を目指す女性を対象として、農業技術や農業機械の取扱いなどのきめ細かな研修を実施するなど、女性が働きやすい環境づくりを推進する。

また、女性が共同経営者として活躍できるよう、家族経営協定の締結や、認定農業者の申請などを推進するとともに、女性農業者のネットワーク作りや能力開発を支援する。

オ 農業教育の推進

学校教育における農作業体験は、農業への理解を促進するとともに、将来的な農業の担い手や支え手の育成につながることを期待される。

このため、農作業体験に必要なマニュアル等を整備するとともに、農園の管理などを行う農業者への支援を進める。

また、援農ボランティアや農作業受託団体等、農業経営を支える人材の育成支援を行う。

## 6 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項（法第4条第2項第3号へ）

### (1) 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

東京農業は、急激な都市化に伴う生産環境の悪化などの問題に直面しながらも、大消費地を抱えたメリットを最大限に活かし、消費者ニーズに応えた都民に新鮮で安全な農畜産物を提供していく必要がある。

しかしながら、現状としては、農業従事者の高齢化が著しく新規就農者が極めて少ないこと、中高年齢者の他産業への就業機会が少ないこと、山間地域等においては安定した就業の場が乏しいこと等、農業従事者及び農家世帯員を中心とした就業構造に関する課題が多い。

そこで、東京都の農業を持続的に発展させていくため、農業経営の規模の拡大や、地産地消等を推進し、不安定な就業形態にある兼業農家に対する安定した就業機会の確保に努め、農業就業構造の改善を図っていくことが必要である。

### (2) 農業地域における就業機会の確保のための構想

地域資源を活用した観光農林漁業等の推進等により、地元における安定的な就業機会の確保を図る。なお、就業機会の確保のための施設の設置に当たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農地の確保に努めていく。

7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ト）

(1) 生活環境施設の整備の必要性

都内の農山村地域においては、兼業化の進行に伴う生活様式及び住民意識の多様化が見られる中で、地域社会としてまとまりが希薄化しつつあり、土地・水などの地域資源の共同管理機能の低下や生活雑排水による農業用排水の汚濁など、生産、生活環境の悪化が顕在化し、加えて農業従事者の高齢化等により担い手の確保が困難となるなど厳しい状況にある。

このような状況の中で、認定農業者等の経営規模拡大を推進するとともに生産性の向上を図り、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備を推進することが必要である。

したがって、地域住民の積極的な参加を得ながら、意欲ある認定農業者等との連帯感の醸成はもとより、農業従事者等の福祉の向上、健康増進、文化的活動の助長を図り、併せて地域における定住条件の整備及び次代の農業を担う農業後継者の確保に努めていく。

(2) 生活環境施設の整備の構想

各地域の自然条件・立地条件を踏まえ、東京農業に関する多様性と多面性を十分に発揮し、消費者である都民の理解と協力を得られるよう、農業を通じた地域交流やコミュニティ形成を図る施設を整備していく。